

真狩村の子育てサポート

妊娠前から産後まで応援します。

妊娠前

一般 不妊治療費助成事業 …… P1

特定 不妊治療費助成事業 …… P1

不育症 治療費助成事業 …… P1

妊娠期

母子手帳交付 …… P2

妊 婦 学 級（保健指導） …… P2

産前サポート（相談） …… P2

妊 婦 健 康 診 査 …… P3

インフルエンザワクチン予防接種費用助成 …… P4

16歳～64歳

歯ッピ一健診 …… P4

出産後

新生児・乳児訪問 …… P5

産 後 ケ ア 事 業（訪問）…… P5

赤ちゃん相談（産後サポート）…… P6

乳児（1歳未満）健診 栄養相談・指導 …… P6

幼児（1歳6ヶ月・3歳児）健診 栄養相談・指導 …… P6

離乳食教室及び訪問指導 …… P6

子育て

幼児食教室 …… P7

フッ素塗布 …… P7

子ども子育て支援センター…… P7

一時預かり事業 …… P8

保育料減額の特例措置 …… P8

インフルエンザワクチン予防接種 中学生まで無料化 …… P8

中学生までの医療費無料化…… P9

放課後児童クラブ …… P9

妊娠前

一般 不妊治療費助成事業

特定 不妊治療費助成事業

不育症 治療費助成事業



不妊、不育症治療を希望するご夫婦に対して、経済的負担を軽減するために、その費用の一部を助成いたします。

区 分	一般・特定不妊治療費助成事業	不育症治療費助成事業
対象者	①法律上の婚姻している夫婦 ②妻の年齢が43歳未満 ③真狩村に居住している夫婦 ④村税等の滞納がないこと ⑤夫婦の所得の合計が730万円未満 ⑥医療保険各法の被保険者 ⑦他市区町村で不妊治療の助成を受けていない、受ける見込みがない ⑧北海道特定不妊治療助成事業の決定を受けた者(特定不妊治療のみ)	①2回以上の流産・死産等の既往歴がある ②法律上の婚姻している夫婦 ③真狩村に居住している夫婦 ④村税等の滞納がないこと ⑤夫婦の所得の合計が730万円未満 ⑥医療保険各法の被保険者 ⑦北海道不育症治療助成事業の決定を受けた者
治療及び回数	【特定不妊治療】 ・体外受精又は顕微授精 40歳未満・・・43歳まで6回 40歳以上・・・43歳まで3回 【一般不妊治療】 ・人工授精 - 第1期(12ヶ月間)×3回	【1治療期間】 ・不育症治療を開始から出産(流産、死産等を含む。)までの期間 ○不育症の因子を特定するための検査 ※子宮形態検査、染色体検査、内分泌検査、抗リン脂質抗体検査、凝固因子検査 ○上記検査結果に基づく治療 ※手術療法、着床前診断、抗甲状腺薬、甲状腺ホルモン剤、インスリン、低用量アスピリン療法、ヘパリン療法
医療機関	【特定不妊治療】 道助成事業実施要綱第4で北海道知事が指定する医療機関 【一般不妊治療】 産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科若しくは皮膚泌尿器科を標榜する医療機関又は特定不妊治療の指定医療機関	産科又は婦人科を標榜する日本国内の医療機関
助成の額	【特定不妊治療】※道費補助を控除した額 採卵を伴う治療 ⇒ 150,000円まで 採卵を伴わない治療 ⇒ 75,000円まで 中止した場合 ⇒ 75,000円まで 男性の不妊治療 ⇒ 150,000円まで 【一般不妊治療】※村単独補助 治療費 ⇒ 100,000円まで ※保険外診療の自己負担分を助成する。	1治療期間 100,000円まで ※保険適用の有無は問わない。 ※北海道不妊治療助成金は控除する。



母子健康手帳(母子手帳)は、母子健康法に基づいて真狩村住民課にて交付しています。

▶ いつもらえるの？	⇒胎児の心拍が確認できる6～10週間に病院から妊娠届が出されますのでそれを村に提出すると交付されます。
▶ なにが書いてあるの？	⇒乳幼児身体発育曲線や便色の確認表などの情報が掲載されています。
▶ どんなことを書くの？	⇒予防接種や歯科検診、病気の経歴など妊娠中・出産の状態や新生児から6歳くらいまでの子供の各成長状態を記録します。
▶ なぜ必要なの？	⇒妊娠中や育児中には同じ病院、医師の診察を受けれるわけではありませんので過去の記録を提示することで適切に処置してもらえます。
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612



妊婦学級

出産予定の妊婦さんが集まって、妊娠中や出産後の生活、分娩や赤ちゃんのお世話について保健師や助産師などから学んだり情報交換や交流をする場です。もちろんお父さんも一緒に参加することができます。

開催時期： 4月 8月 12月 14時から

開催場所： 真狩村保健福祉センター

《プログラム》

- ▶ 妊娠中の保健、妊婦体操、両親学級 などについて (保健師)
- ▶ 出産、新生児の保健、母乳について (助産師)
- ▶ 母と子の栄養について (管理栄養士)
- ▶ 母と子の歯科保健について (歯科衛生士)

教室に参加できなかった初妊婦さんには、訪問若しくは電話による対応もいたします。ご気楽にご相談ください。

お問合せ先

真狩村役場 住民課 **保健係** 電話 **0136-45-3612**

産前サポート

妊婦さんの不安や悩みを聞き相談・支援をします。また、気楽に母子保健、子育てについての学べるよう助産師さんの講話や絵本の読み聞かせの体験を取り入れたり、お互いに話しかけやすく仲間づくりが出来るように努めています。

開催日時
開催場所

妊婦学級と同日で開催いたします。

相談区分

- 集団型・・・妊娠及び月齢の近い子どもを持つお母さんが集まり相談するタイプ
- 個別型・・・集団型の合間又は終了後に別室で相談するタイプ



真狩村にお住いの妊婦さんが健康診査を受ける場合にその費用を下記のとおり助成いたします。

道内の産科で受診された場合	道外の産科で受診された場合
病院での費用の請求はありません。 ※オプション検査料は自己負担願います。	病院の領収書を持って役場住民課窓口において請求することになります。 ※オプション検査料は自己負担願います。
受診券の交付	受診券は、役場住民課窓口にて母子手帳と一緒に交付されます。 《持参するもの》 ・印鑑（受領印として必要です。） ・本人確認ができるもの（免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）
お問合せ	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612

回数	実施時期	検診項目	金額
4週間に1回	第1回 妊娠8週前後	●共通項目 ・問診 ・血圧測定 ・体重測定 ・尿化学検査 ■貧血、血糖、B型・C型肝炎、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体、血液型 ■不規則抗体、HIV抗体、HTLV-1抗体、トキソプラズマ抗体 ■子宮頸がん検査 ■性器クラミジア	23,900円
	第2回 妊娠12週前後	●共通事項のみ	980円
		◆超音波検査	5,300円
	第3回 妊娠16週前後	●共通事項のみ	980円
2週間に1回	第4回 妊娠20週前後	●共通事項のみ	980円
	第5回 妊娠24週前後	●共通事項 ●貧血、常用負荷試験(血糖)	4,608円
	第6回 妊娠26週前後	●共通事項のみ	980円
		◆超音波検査	5,300円
	第7回 妊娠28週前後	●共通事項のみ	980円
	第8回 妊娠30週前後	●共通事項のみ	980円
1週間に1回	第9回 妊娠32週前後	●共通事項のみ	980円
	第10回 妊娠34週前後	●共通事項 ●ノンストレステスト	2,980円
		◆超音波検査	5,300円
	第11回 妊娠36週前後	●共通事項 ●貧血 ●B群溶血性連鎖球菌	6,340円
	第12回 妊娠37週前後	●共通事項 ●ノンストレステスト	2,980円
		◆超音波検査	5,300円
1週間に1回	第13回 妊娠38週前後	●共通事項 ●ノンストレステスト	2,980円
		◆超音波検査	5,300円
	第14回 妊娠39週前後	●共通事項 ●ノンストレステスト	2,980円
		◆超音波検査	5,300円

妊娠期

インフルエンザワクチン予防接種費用助成(妊婦さんご夫婦)



真狩村にお住いの妊娠中のご夫婦及びご家族がインフルエンザワクチン接種をする場合、その金額の一部(上限2,600円)を助成いたします。

実施時期	毎年10月1日～翌3月31日まで	
指定医療機関	・野の花診療所 ・倶知安厚生病院	※かかりつけ医のいる方や入院、施設入所している方は指定医療機関以外で接種できる。
助成内容	16歳(高校1年生)以上の者については、当該年度一人1回までとし、自己負担額のうち、2,600円を上限として助成する。 野の花診療所……自己負担1,000円(助成額2,600円) 倶知安厚生病院……自己負担1,270円(助成額2,600円)	
自己負担の減免	次の要件の方により、村に免除申請をされた方は無料で受けることができます。 (1) 世帯の全員が市町村民税非課税である方 (2) 生活保護を受けている方 (3) その他村長が特に経済的理由により必要と認める方	
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612	

妊娠期

歯ッピー健診



妊娠中は、お口の状態も変わりやすく、むし歯や歯周病のリスクも高くなります。歯周病が進行すると、早産や低出生体重児の出産を引き起こすこともあります。

適切な口腔ケアによって妊娠期の歯・お口の健康を保ち、安心して出産を迎えられるように実施します。

開催時期	毎年 8月・2月 (土曜日) ※詳しくは新聞折込でお知らせします。
開催場所	真狩交流プラザ (村山歯科診療所)
内 容	・歯科ドック ・咬合圧測定 ・口臭測定 ・唾液検査 etc
料 金	無 料
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612

出産後

新生児・乳児訪問



生後4ヵ月までの赤ちゃんがいるご家庭を専門知識を持った保健師、管理栄養士などが訪問して、赤ちゃんの発育や栄養状態や生活についてのアドバイスをします。

成長チェック	・赤ちゃんの体重を量り、授乳の量についてチェックします。 ・赤ちゃんの体を見たり、触れて問題がないか、困ったことはないかチェックします。
育児等の相談	・困っていることや悩み、心配ごとについて相談にできます。 ⇒ おっぱいは足りているか。飲ませ方は良いのか。泣き方が激しいけど。おへその消毒は。最近、イライラしてしまう。・・・Etc
育児の情報の提供	・子育て支援に関するいろいろな情報を提供します。 ⇒ 予防接種 乳児健診 育児相談 育児サークル等
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612



養育支援とは・・・

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって育児に不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な養育支援が必要な家庭に対して、指導助言等を訪問により実施し、養育上の諸問題の解決、軽減をおこなう。

出産後

産後ケア事業（訪問型）



産後の体調や赤ちゃんのお世話、授乳について不安がある母子への心身の回復や育児をサポートするため、助産師が訪問して専門的な指導とケアを行います。

対象者	真狩村にお住いの生後4ヵ月未満のお母さんと赤ちゃん ・出産後の体調や育児に不安のある方
申込み	役場住民課窓口へ「ケア訪問事業実施承諾書」を提出願います。 ※出産届を提出する際に保健師から説明があります。
ケアの内容	①お母さんの身体的ケア及び保健指導、栄養指導 ②お母さんの心理的ケア ③適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む。） ④赤ちゃんの発育や発達のチェック ⑤育児の手技についての具体的な指導及び相談 ・授乳やオムツ交換、沐浴などの赤ちゃんのお世話について
実施機関（委託）	なみうち助産院 院長 浪内 淳子（助産師） 住所：真狩村字社87-1
利用料金	自己負担 100円/回 利用限度 1回から4回まで
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612

出産後

赤ちゃん相談(産後サポート)～参加型相談



乳幼児の保護者の方と赤ちゃんの成長や発達、育児、健康に関する悩みについて保健師、管理栄養士と一緒に考え、お答えします。

お母さん同士の仲間づくりと孤立感の解消、育児不安と生活上の困りごとの相談を考え、お答えします。

対象者	真狩村にお住いの生後1歳2ヶ月までの赤ちゃんがいるご両親
実施時期	6月・7月・9月・12月・1月・3月
実施場所	真狩村保健福祉センター
内 容	▶ 発育・発達、予防接種、授乳・離乳食・栄養・遊びなどの相談 ▶ 育児不安や生活上の困りごとの相談 ▶ 身体計測、体重測定
相談区分	○ 集団型・・・同じ育児をするお母さんが集まり相談をするタイプ ○ 個別型・・・集団型の合間又は終了後に個別相談するタイプ
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612

出産後

乳児(1歳未満)健診 幼児(1歳6ヶ月・3歳児)健診



乳幼児の発育・発達の過程における全身の計測や医師や歯科医師の診察により心身の健康状況を把握し、疾病の早期発見・早期治療など健康増進につなげていきます。また、管理栄養士による栄養指導、相談も行っています。

実施時期	乳児(1歳未満) 5月、8月、11月、2月 幼児(1歳6ヶ月・3歳児)..... 4月、10月
実施場所	真狩村保健福祉センター
健診内容	▶ 身体的発育、精神発達、運動発達、神経系、感覚器 ▶ 疾患(呼吸器系、消化器系、循環器系、皮膚、泌尿生殖器) ▶ 先天性異常・言語障害の有無 etc
その他	健診会場には、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、保育士などが配置されており、日頃の子育ての悩みを相談し、継続的な相談相手となることもあります。また、ほかの子やお母さんたちの様子を見聞きする場にもなります。
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612

出産後

離乳食教室及び訪問指導・相談



生後5カ月頃から乳児は母乳やミルクから「食べる」ことに徐々に移ってきます。そんな乳児をもつお母さんたちに対し、離乳食の大切さや進め方を知ってもらうために、栄養士による講話と調理実習を行います。また、要望があれば訪問による指導もします。

対象者	生後2ヶ月から12ヶ月までの乳児を持つ保護者の方 ▶ ゴックン期・・・生後5・6月 ▶ モグモグ期・・・生後7・8月 ▶ カミカミ期・・・生後9～11月
実施時期	離乳食教室.....6月 10月 2月 訪問指導・相談.....随 時 ※訪問は要望になります。
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612

子育て

幼児食教室



離乳食を卒業する幼児は、嚥んで飲み込むことや消化する能力が未だ未熟です。固いもの、塩分脂質が多いものは体の負担になります。

子どもの成長に合わせて食べやすく工夫する幼児食について管理栄養士のよる講話と調理実習を行います。

対象者	1歳から3歳までの幼児を持つ保護者の方 ▶ 離乳食を卒業してから4歳程度まで
実施時期	幼児食教室…… 5月 3月 訪問指導・相談…… 随 時 ※訪問は要望になります。
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612

子育て

フッ素塗布



フッ素塗布は歯の表面の歯質を強くし、むし歯を予防する効果があります。フッ素塗布は乳歯の前歯が生える1歳ころから定期的に継続して受けることが大切です。

対象者	1歳以上小学生まで ※小学生低学年までは個別通知します。
実施時期	4月 10月 ※幼児健診の会場で行います。
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612

子育て

子育て支援センター



地域全体で子育て家庭を支える環境づくりを進めるため、子育て支援事業を行う拠点として運営しています。

連絡先	場所…字真狩49番地1 (認定こども園まっかり保育所内) 名称…真狩村地域子育て支援センター 電話…0136-45-2181
開所時間	開 所 時 間 ……午前8時45分から午後5時30分 あそびのひろば… 午前10時から午後4時まで
事業内容	▶ 子育て親子の交流の場の提供 ▶ 子育てに関する相談・援助 ▶ 地域の子育て関連情報の提供 ▶ 子育て支援の講習等の実施 ▶ 一時預かり事業の実施
お問合せ先	真狩村地域子育て支援センター 電話 0136-45-2181





ご両親が仕事や用事及び休養をとるために保育が出来ない場合に一時的に子どもを預かります。

実施施設	認定こども園まっかい保育所 電話 0136-45-2179	真狩村地域子育て支援センター 電話 0136-45-2181
時 間	月曜日～土曜日(祝祭日は除く) 7:30～18:30	月曜日～金曜日(祝祭日は除く) 9:00～16:00
対象児童	真狩に居住する生後6ヶ月から就学前の子ども	
理 由	▶ 勤務のため(勤務形態、職業訓練、就学等) ▶ 緊急のため(傷病、災害、事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等) ▶ 私的理由のため(心理的・肉体的負担の解消等) ※お申し込みは1週間前までとお願いしておりますが、やむを得ない事由や緊急を要する場合には利用日当日でもお預かりします。	
利用料金	2時間以内 500円 ※2時間を超える場合 1,000円	
お問合せ先	認定こども園まっかい保育所 電話 0136-45-2179	



- 1 認定こども園まっかい保育所、御保内へき地保育所に入所する3歳～5歳児(幼稚園機能を含む。)全員と1～2歳児の住民税非課税世帯に限り無償化となります。
- 2 まっかい保育所に入所する1～2歳児については、村の独自事業として保育料を国基準額から73%減額としています。
- 3 多子軽減として同時入所する2人目は半額、3人目以降は無料になり、第2子の1～2歳児の市町村民税所得割が169,000円未満(第5階層以下)に該当する場合は無料になります。

要 件	村立保育所を利用する就学前児童の保護者である 村内に住所を有し、居住していること 税金等の滞納が無いこと				
対象児童	1号認定	3～5歳児	幼稚園利用者負担額 無償化(全員)		
	2号認定		保育所利用者負担額 無償化(全員)		
	3号認定	1～2歳児	非課税世帯	無償化	
			課税世帯	村独自事業により減額	多子軽減により第2子半額
お問合せ先	真狩村役場 住民課 福祉係 電話 0136-45-3612				

子育て インフルエンザワクチン予防接種(中学生まで無料化)



村内の子どもたちのインフルエンザワクチン予防接種の料金を無料として子育て家庭の経済的負担を軽減します。

無料対象	1歳～15歳(中学3年生)以下の子ども	
回数	1歳～13歳未満(小学6年生)	2回/年
	13歳(中学1年生)～15歳(中学3年生)	1回/年
指定医療機関	野の花診療所 TEL 0136-48-3270	倶知安厚生病院 TEL 0136-22-1141
お問合せ先	真狩村役場 住民課 保健係 電話 0136-45-3612	

子育て 中学生まで医療費無料化



中学生までの子どもが医療機関等を受診した医療費の一部負担金を無料とし、保護者の経済的負担と子どもたちの健康増進を図ります。

無料期間	満15歳に到達した日が属する年度の3月31日まで	
対象	村内に住所がある世帯に属する中学生までの子ども	
お問合せ先	真狩村役場 住民課 医療保険係 電話 0136-45-3612	

子育て 放課後児童クラブ(おひさまクラブ)



小学校4年生までの子どものうち、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

対象児童	村内の小学校に在籍している子ども ・小学校1～3年生……全ての子ども ・小学校4年生 ……昼間保育に欠ける家庭の子ども	
場所	真狩村保健福祉センター内 おひさまクラブ	
開所時間	授業が行われている月曜日～金曜日…… 13:00～18:00 夏・冬・春休み(長期休み) …………… 8:00～18:00	
利用料金	一人当たり月額 3,000円	※月の途中で入退所があっても日割はいたしません。
お問合せ先	真狩村役場 住民課 福祉係 電話 0136-45-3612	